
定 款

株式会社エスクリ

2020年6月30日変更

2003年6月19日 設立
2005年1月19日 改訂
2005年5月5日 改訂
2006年2月24日 改訂
2006年6月28日 改訂
2007年6月28日 改訂
2008年6月27日 改訂
2009年7月1日 改訂
2009年10月15日 改訂
2009年10月16日 改訂
2012年6月26日 改訂
2012年7月27日 改訂
2012年8月10日 改訂
2013年6月25日 改訂
2015年6月24日 改訂
2016年6月22日 改訂
2018年6月20日 改訂
2019年6月19日 改訂
2020年6月30日 改訂

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、株式会社エスクリと称し、英文ではE S C R I T I N C. と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 国内外の結婚式場およびそれに類する施設の経営ならびにそれらの企画、立案、運営およびコンサルティング
2. 披露宴、パーティー、会議、催事、イベントの設営およびそれらの企画、立案、運営、コンサルティング、斡旋、仲介、紹介ならびに配膳の請負
3. 賃貸別荘、ホテルその他宿泊施設の経営ならびにそれらの企画、立案、運営およびコンサルティング
4. 飲食店業
5. 酒類、食料品、生花、観葉植物類、衣料品、衣料用繊維製品、衣料用革製品、服飾雑貨、日用雑貨の輸出入、卸および販売
6. 旅行斡旋、専ら運送サービスを提供する者のために旅行者等に対する運送サービスの提供について代理して契約を締結する行為ならびに旅行業法に基づく旅行業および旅行業者代理業
7. 経営コンサルティング業およびコンピューターシステムのコンサルティング業
8. コンピューターシステム、ソフトウェアおよび携帯端末アプリケーションの企画、開発、設計、制作、販売および保守
9. 広告・宣伝に関する企画および制作ならびに広告代理業
10. 写真、ビデオ、アルバム等の画像、映像物の企画、制作、撮影、編集、合成、出版、複製および販売
11. 衣裳の製造、販売、輸出入、修繕およびクリーニング業
12. 家具、インテリア用品、エクステリア用品、貴金属、宝石、アクセサリ、冠婚用品その他各種商品の卸、販売、輸出入および賃貸
13. 電子商取引および通信販売業
14. 情報処理サービス業および情報提供サービス業
15. 理美容室の経営、リラクゼーションサロン、マッサージサロン、エステティックサロン、ネイルサロンの企画、立案、運営およびコンサルティング
16. 書籍、雑誌その他の印刷物および電子出版物の企画、制作、出版および販売
17. 木材、建築用材の製造、輸出入、仕入および販売
18. 土地、建物、設備、その他不動産等の売買、賃貸借、仲介、管理および取引に係るコンサルティング業
19. 電気通信事業法による通信事業者の代理店業

20. 電気通信機械器具の販売、賃貸、輸出入、設置工事およびメンテナンス業
21. 建築工事、土木工事、舗装工事、造園工事、しゅんせつ工事、電気工事、管工事等の請負、調査、企画、評価、施工、設計、工事監理、コンサルティング、仲介および斡旋
22. 土砂採取業
23. 損害保険および少額短期保険代理業、自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業、生命保険の募集に関する業務および締結の媒介に関する業務
24. 労働者派遣事業および有料職業紹介事業
25. 前各号に付帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都港区に置く。

(公告の方法)

第4条 当社の公告は、電子公告により行う。

- 2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

(機関の設置)

第5条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、4,564万8千株とする。

(自己株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により取締役会の決議によって市場取引等により、自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の1単元の株式数は、100株とする。

(単元未満株主の権利制限)

第9条 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。
- 3 当社の株主名簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取りその他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 当社の株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取りその他株式ならびに新株予約権に関する取扱い、株主の権利行使に際しての手續等および手数料は、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(基準日)

第12条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録質権者とするすることができる。

第3章 株主総会

(招集)

第13条 当社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。

(招集権者および議長)

第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、代表取締役（複数の場合には、あらかじめ取締役会において定めた順序により先順位の代表取締役とする。）が招集し、議長となる。

2 前項にて定める代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項にかかわる情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2 前項の場合には、株主または代理人は、代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当社に提出しなければならない。

(決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを行う。

2 会社法第309条第2項の定めによる決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議事録)

第18条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。

第4章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第19条 当社の取締役は、7名以内とする。

(取締役の選任)

第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任については、累積投票によらない。

(取締役の解任)

第21条 取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(取締役の任期)

第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうちに最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

(取締役会の招集および議長)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役（複数の場合には、あらかじめ取締役会で指定された代表取締役とする。）が招集し、議長となる。当該代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる

(取締役会の招集通知)

第24条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。

ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の方法)

第25条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第26条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(取締役会の議事録)

第27条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役が記名押印または電子署名する。

(役付取締役)

第28条 取締役会の決議をもって、取締役の中から、取締役社長1名を選定し、必要に応じて、取締役会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(代表取締役)

第29条 代表取締役は、当会社を代表し、会社の業務を統轄する。

2 取締役会の決議をもって、前条の役付取締役の中から会社を代表する取締役を選定することができる。

(取締役の報酬等)

第30条 取締役の報酬等は、年額を株主総会の決議によって定め、分配を取締役会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第31条 当会社は会社法426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。

2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

(取締役会規程)

第32条 取締役会に関しては、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第5章 監査役および監査役会

(監査役の員数)

第33条 当会社の監査役は、5名以内とする。

(監査役の選任)

第34条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第35条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- 2 補欠により選任した監査役の任期は、その前任の監査役の任期の満了する時までとする。
- 3 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。
- 4 前項の補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時を超えることはできない。

(常勤監査役)

第36条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第37条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

- 2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議の方法)

第38条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第39条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査役が記名押印または電子署名する。

(監査役の責任免除)

第40条 当社は会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。

- 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

(監査役会規程)

第41条 監査役会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか監査役会において定める監査役会規程による。

(監査役の報酬等)

第42条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第6章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第43条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第44条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の時までとする。

- 2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第45条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第7章 指名報酬委員会

(指名報酬委員の設置)

第46条 取締役会の諮問機関として、指名報酬委員会を設置する。

(指名報酬委員の選任)

第47条 指名報酬委員会の委員は、定時株主総会が終了した後に開催される取締役会の決議によって選任する。

(指名報酬委員会への諮問事項)

第48条 指名報酬委員会は、取締役会の諮問を受けて次の各号の事項について審議し、取締役会に答申するものとする。

1. 株主総会に提出する取締役候補の選任および解任に関する議案
2. 株主総会に提出する取締役の報酬に関する議案
3. 取締役ごとの具体的な報酬額
4. その他、取締役選解任および取締役報酬に関する事項で取締役会から諮問されるもの

(指名報酬委員会規程)

第49条 指名報酬委員会に関しては、法令または本定款のほか、取締役会において定める指名報酬委員会規程による。

第8章 計 算

(事業年度)

第50条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第51条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定め、株主総会の決議によらないものとする。

(剰余金の配当等の基準日)

第52条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

- 2 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。
- 3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。

(配当財産の除斥期間)

第53条 配当財産（中間配当金を含む）がその支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

- 2 前項の金銭には利息を付けない。